

公 示 日:2026 年 9 月 16 日(水)

調達管理番号:26a00386

国 名:ケニア国

担 当 部 署:アフリカ部東部アフリカ課

調 達 件 名:ケニア国財務政策・PPP アドバイザー業務(現地滞在型)

適用される契約約款:

- ・「事業実施・支援業務用(現地滞在型)」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付、期間等

- (1) 担当業務 :財務政策・PPP アドバイザー
- (2) 格 付 :3 号
- (3) 業務の種類:専門家業務
- (4) 在勤地:ケニア共和国・ナイロビ市
- (5) 契約履行期間(予定):2026 年 11 月中旬から 2029 年 2 月上旬
- (6) 渡航期間:2027 年 1 月下旬から 2029 年 1 月予定
- (7) 業務量の目途:24 人月

2. 業務の背景

ケニア政府は同国の長期開発戦略 Vision 2030 において、2030 年までに中所得国入りすることを目標として掲げており、約 600 億米ドルのインフラ等への投資を計画している。かかる目標の達成のため、ケニアにおいては日本を含む多数の開発パートナーが開発協力事業を支援しており、財務省債務管理局(Public Debt Management Office、PDMO)下にある財務省資金動員部門(Resource Mobilization Department、RMD)がその調整機能を担っている。適切な ODA 事業の形成及び円滑な実施に際しては、財務省各担当部局による予算策定、債務管理、免税手続き、予算執行及びモニタリング等が適正、かつ、円滑に実施されることに加え、各担当部局間の情報共有及び調整が適時適切になされる必要があり、この観点から債務管理局の戦略的活用が不可欠となっている。

我が国は、対ケニア国別開発協力方針(2020 年 9 月)において、経済インフラ整備(運輸交通、電力)、産業開発、農業開発、保健、環境等を重点分野として定め長年活動を実施しており、1970 年代からの円借款実績は計 42 件、無償実績は計 115

件に及ぶ。現在はモンバサ経済特区開発事業(第一期)、オルカリアV地熱発電開発事業、ムエア灌漑開発事業等、計10件(計2,680.34億円)の円借款事業と、ドンゴクンドゥ地域モンバサ経済特区におけるインフラ整備計画、人材育成奨学計画等、計4件(計83.53億円)の無償事業が当該方針に沿って実施されている。本年9月に発足した新政権下においても引き続き税收増及び債務削減が課題となっている中、新政権による適切な財政・債務管理能力の向上は不可欠。また、日・ケの開発優先課題解決に資する案件形成、並びに円滑な実施のための財務省内横断的な実施・調整機能の強化が必要となっている。

なお、「案件概要表」は別紙のとおり。

3. 期待される成果

成果1:財務省における日本のODA事業の案件形成・実施監理に必要な調整能力が強化される。

成果2:ケニアにおける日本のODA事業実施に関係する課題が整理され、関係者へ周知される。

4. 業務の内容

活動1-1:日本のODA事業の要望調査、実施管理、モニタリングのプロセスにおいて予算策定を含む財務省内の手続きや省外との調整について支援、助言、JICA関係部署との調整を行う。

活動1-2:無償資金協力の案件形成・監理に関して、JICA内の諸手続規程並びにケニア政府内の諸手続・関連法規・法的解釈等を踏まえた上で、G/Aの締結・更新時の課題を含め、円滑な実施がなされるよう、財務省、日本大使館、JICAとのコミュニケーションを改善し実務運営をサポートする。

活動1-3:日本を含む援助機関の対ケニア援助動向、政府の援助受入方針及び国家開発計画、予算等に係る情報等を収集、分析し、日本側に共有する。

活動1-4:二国間開発パートナーのポートフォリオミーティング等の機会を活用し、適切な実施管理のための提案・助言・会議後のフォローを支援する。

活動2-1:無償資金協力及び円借款(税金、調達、支払手続き、カウンターパート予算、地方分権事業等)、並びに技術協力(予算管理等)に関し、ケニア国内法とJICA手続き上の不整合についてレビューを行い、結果を取りまとめる。

活動2-2:取りまとめ結果に基づき、財務省、JICA、要すれば日本大使館と対応案

を協議の上、対応事項を整理し、関係者へ発信する。

活動2－3：多国間ドナー会合等に参加し、円滑な日本の ODA 事業実施のための情報収集・提案・提言を行う。

活動2－4：財務省職員向け能力強化と JICA 又は日本大使館が関わる事業に関する実施支援を行う。

活動2－5：サムライファイナンスに係る日本人ステークホルダーとのコミュニケーションの面での支援を行う。

なお、本業務名称には PPP に係る業務が含まれているものの、本件業務の延長期間においては PPP 関連業務の実施は予定していないため、対象外とする。

簡易プロポーザルで特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	ケニア財務省・関係機関との調整及びコミュニケーション強化にて効果的と考えられる具体的な方策	活動1全般
2	ケニア国内法・制度と JICA 制度の不整合分析及び対応方針策定に向けた具体的な方法・留意点	活動2－1～2－2
3	援助動向分析及び日本 ODA 事業への支援について検討方針・進め方	活動2－3～2－5

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	援助調整および ODA に係る政策・制度の知識や実務経験
語学の種類	英語

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	言語	形態	部数
ワーク・プラン ¹	渡航開始より2か月以内	アフリカ部(CC:ケニア事務所)	英語	電子データ	-
			日本語	電子データ	-
		C/P 機関	英語	電子データ	-
3 か月報告書	渡航開始より3か月ごと ²	国際協力調達部(CC:人間開発部)	日本語	電子データ	-
業務進捗報告書	渡航開始より6か月ごと	国際協力調達部 (CC:アフリカ部、ケニア事務所)	日本語	電子データ	-
業務完了報告書	契約履行期限末日	アフリカ部(CC:国際協力調達部、ケニア事務所)	日本語	電子データ	1 部

6. 業務上の特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地渡航は2027年1月下旬出発を想定していますが、公用旅券発給や受入れ確認の取付状況により前後する可能性があります。具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定することとします。

② 現地での業務体制

本業務に係る他の専門家はいません。

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料をJICA アフリカ部東部アフリカ課から配付しますので、6rtea@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・財政政策・PPP アドバイザー業務完了報告書

¹ 現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載する。以下の項目を含める。①プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）、②プロジェクト実施の基本方針、③プロジェクト実施の具体的方法、④プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）、⑤PDM（指標の見直し及びベースライン設定）、⑥業務フローチャート、⑦詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）、⑧要員計画、⑨先方実施機関便宜供与事項、⑩その他必要事項

² 個人コンサルタントの場合は、最初の報告書は、2か月目終了後に速やかに提出する。

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル等の提出期限	2026年 10月 7日 12時まで
2	プレゼンテーション実施案内	2026年 10月 19日まで
3	プレゼンテーション実施日	2026年 10月 22日 15時～16時 30分
4	評価結果の通知	2026年 10月 27日まで

8. 応募条件等

- (1) 参加資格のない者等：特になし
- (2) 家族帯同：可

9. 簡易プロポーザル等提出部数、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) プレゼンテーション資料提出部数：1部
- (3) 提出方法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。(https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。
([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

10. プレゼンテーションの実施方法

簡易プロポーザル評価での合格者のうち上位2者に対し、プレゼンテーションを上述の日程にて実施します。同評価も踏まえて、最終的な契約交渉順位を決定します。プレゼンテーション実施案内にて、詳細ご連絡します。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

・実施方法:Microsoft-Teams による(発言時カメラオンでの)実施を基本と

します。

- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事者以外の出席は認めません。
- ・原則として当方が指定した日程以外でのプレゼンテーションは実施しません。
貴方の滞在地によっては、時差により深夜や早朝の時間帯での案内となる場合があります。予めご了承ください。
- ・競争参加者(個人の場合は業務従事者と同義)が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。(Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、システムが不安定になる可能性があることから認めません。)指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

11. 簡易プロポーザル・プレゼンテーションの評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等:

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針、実施方法 | 36 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

(2) 業務従事者の経験能力等:

- | | |
|---------------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 20 点 |
| ② 語学力 | 10 点 |
| ③ その他学位、資格等 | 10 点 |
| ④ 業務従事者によるプレゼンテーション | 20 点 |

(計 100 点)

12. 見積書作成に係る留意点

見積書は、契約交渉に間に合うよう、事前に提出をお願いします。

本公示の積算を行うにあたっては、「業務実施契約(現地滞在型)における経理処理・契約管理ガイドライン」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consul>

[tant/resident.html](#)

(1) 報酬等単価

① 報酬:

家族帯同の有無		本人のみ(家族帯同無)	家族帯同有
月額(円/月)	法人	1,391,000 円	1,574,000 円
	個人	1,079,000 円	1,262,000 円

② 教育費:

就学形態		3 歳～就学前	小・中学校	高等学校
月額(円/月)	日本人学校	43,000	52,400 円	—
	インターナショナルスクール／現地校		167,900 円	185,700 円

③ 住居費:1,700ドル／月

④ 航空賃(往復):1,788,962 円／人

(2) 便宜供与内容

- ア) 空 港 送 迎:到着時のみ、便宜供与あり
- イ) 住居の安全:安全な住居情報の提供および住居契約前の安全確認あり
- ウ) 車両借上げ:なし
- エ) 通 訳 備 上:なし
- オ) 執務スペースの提供:財務省内における執務スペース提供(ネット環境完備予定)
- カ) 公用旅券:日本国籍の業務従事者／家族は公用旅券を申請
日本国籍以外の場合は当該国の一般旅券を自己手配

(3)安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ケニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととしま

す。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

(4)臨時会計役の委嘱³

業務に必要な経費については、JICA ケニア事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です(当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です)。関連するオリエンテーション(オンデマンド)の受講が必須となります。

臨時会計役とは、会計役としての職務(例:経費の受取り、支出、精算)を必要な期間(例:現地出張期間)に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

(5)その他留意事項

派遣前(後)業務を委嘱する可能性があります。

以上

³ 臨時会計役の職務は、通常は業務調整専門家が担当しています。しかしながら、業務調整専門家が長期間不在となった場合等は、当職務を委嘱する可能性があります。

案件概要表

1. 案件名(国名)

国 名：ケニア共和国(ケニア)

案件名：(和名)財務政策・PPP アドバイザー

(英名)Financial Policy and PPP Advisor

2. 事業の背景と必要性

(1)当該国における公共財政分野の現状・課題及び本事業の位置付け

ケニア政府は同国の長期開発戦略 Vision 2030 において、2030 年までに中所得国入りすることを目標として掲げており、約 600 億米ドルのインフラ等への投資を計画している。かかる目標の達成のため、ケニアにおいては日本を含む多数の開発パートナーが開発協力事業を支援しており、財務省債務管理局(Public Debt Management Office、PDMO)下にある財務省資金動員部門(Resource Mobilization Department、RMD)がその調整機能を担っている。適切な ODA 事業の形成及び円滑な実施に際しては、財務省各担当部局による予算策定、債務管理、免税手続き、予算執行及びモニタリング等が適正、かつ、円滑に実施されることに加え、各担当部局間の情報共有及び調整が適時適切になされる必要があり、この観点から債務管理局の戦略的活用が不可欠となっている。

上記の状況を踏まえ、JICA はケニア政府より PDMO を主たるカウンターパート機関とする個別専門家による技術協力の要請を受け、2024 年 1 月より本案件を開始した。本案件は専門家の派遣を通じて、援助窓口機関の能力強化を行い、財務省の行政手続きの効率化やケニア政府の制度等情報整理を行うなどの成果が達成された。他方、資金協力及び技術協力に関し、ケニア国内法と JICA 手続き上の不整合が引き続き制度上の制約となっている。こうした制約の解消は、適切な ODA 事業の形成及び円滑な実施に必要不可欠であり、日本人専門家により継続的な技術支援が必要となっている。かかる状況を受け、ケニア政府より本案件の延長が要請された。延長期間において、ケニア財務省における日本の ODA 事業の案件形成・実施監理に必要な調整能力強化に必要な技術指導を行う。なお、本業務名称には PPP に係る業務が含まれているものの、本件業務の延長期間においては PPP 関連業務の実施は予定していないため、対象外とする。

(2)公共財政分野に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課

題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国は、対ケニア国別開発協力方針(2020年9月)において、経済インフラ整備(運輸交通、電力)、産業開発、農業開発、保健、環境等を重点分野として定め長年活動を実施しており、1970年代からの円借款実績は計42件、無償実績は計115件に及ぶ。現在はモンバサ経済特区開発事業(第一期)、オルカリヤ V 地熱発電開発事業、ムエア灌漑開発事業等、計10件(計2,680.34億円)の円借款事業と、ドンゴクンドゥ地域モンバサ経済特区におけるインフラ整備計画、人材育成奨学計画等、計4件(計83.53億円)の無償事業が当該方針に沿って実施されている。本年9月に発足した新政権下においても引き続き税收増及び債務削減が課題となっている中、新政権による適切な財政・債務管理能力の向上は不可欠。また、日・ケの開発優先課題解決に資する案件形成、並びに円滑な実施のための財務省内横断的な実施・調整機能の強化が必要となっている。

(3)他の援助機関の対応

- ・ 世界銀行:「第2次ケニア財政持続可能性・強靱な成長開発政策融資」を通じた750百万米ドルの開発政策借款⁴
- ・ アフリカ開発銀行:「包摂的経済とグリーン復興のための支援プログラム(第2期)」を通じた293.88百万ユーロの開発政策借款⁵

3. 事業概要

(1)事業目的

本事業は、財務省債務管理局に対する JICA 事業の案件形成・実施監理能力の強化及び資金動員局に対する債務管理能力の強化を通じて、日本の ODA をはじめとした援助の調整能力の向上を図り、ケニア政府の財務健全性の改善に寄与することを目的とする。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

ナイロビ

(3) 事業実施期間

2024年1月～2026年1月(派遣済み)

2027年1月～2029年1月を予定(計24か月)

(4) 事業実施体制

相手国実施機関:財務省 債務管理局(Public Debt Management)

⁴ [World Bank Supports Kenya's Push for Stronger Accountability and Social Protection](#)

⁵ [Kenya: The African Development Bank Group approves a nearly €294 million loan to bolster economic reforms, inclusion and green growth](#)

Office、PDMO)

4. 事業の枠組み

(1) 成果

成果1:財務省における日本の ODA 事業の案件形成・実施監理に必要な調整能力が強化される

成果2:ケニアにおける日本の ODA 事業実施に関係する課題が整理され、関係者へ周知される。

(2) 主な活動

活動1-1:日本の ODA 事業の要望調査、実施管理、モニタリングのプロセスにおいて予算策定を含む財務省内の手続きや省外との調整について支援、助言、JICA 関係部署との調整を行う。

活動1-2:無償資金協力の案件形成・監理に関して、JICA 内の諸手続規程並びにケニア政府内の諸手続・関連法規・法的解釈等を踏まえた上で、G/A の締結・更新時の課題を含め、円滑な実施がなされるよう、財務省、日本大使館、JICA とのコミュニケーションを改善し実務運営をサポートする。

活動1-3:日本を含む援助機関の対ケニア援助動向、政府の援助受入方針及び国家開発計画、予算等に係る情報等を収集、分析し、日本側に共有する。

活動1-4:二国間開発パートナーのポートフォリオミーティング等の機会を活用し、適切な実施管理のための提案・助言・会議後のフォローを支援する。

活動2-1:無償資金協力及び円借款(税金、調達、支払手続き、カウンターパート予算、地方分権事業等)、並びに技術協力(予算管理等)に関し、ケニア国内法と JICA 手続き上の不整合についてレビューを行い、結果を取りまとめる。

活動2-2:取りまとめ結果に基づき、財務省、JICA、要すれば日本大使館と対応案を協議の上、対応事項を整理し、関係者へ発信する。

活動2-3:多国間ドナー会合等に参加し、円滑な日本の ODA 事業実施のための情報収集・提案・提言を行う。

活動2-4:財務省職員向け能力強化と JICA 又は日本大使館が関わる事業に関する実施支援を行う。

活動2-5:サムライファイナンスに係る日本人ステークホルダーとのコミュニケーションの面での支援を行う。

以上